

表. 法人形態の違いによる制度の違い

		農事組合法人	合同会社	株式会社(非公開会社)※
根拠法		農業協同組合法	会社法	
事業		①農業に係る共同利用施設の設置・農作業の共同化に関する事業、②農業経営、③付帯事業	事業一般	
構成員	資格	①農民、②農協・農協連合会、③現物出資する農地保有合理化法人、④物資供給・役務提供を受ける個人、⑤新技術の提供に係る契約等を締結する者	制限なし (農業生産法人の場合は、農地法により、常時従事者、農地提供者等に制限)	
	数	3人以上	1人以上(上限なし)	
構成員である従事者への分配		①給与(確定給与) ②従事分量配当 のいずれかを年度ごとに選択可	給与のみ	
意思決定		1人1票制による総会の議決	1人1票制による多数決	1株1票制による株主総会の議決
役員の数		①理事1人以上(必置・組合員のみ) ②監事(任意・組合員外も可)	業務執行社員 (原則、社員が業務執行)	①取締役1人以上(必置・株主外も可) ②監査役(任意・株主外も可)
役員の任期		3年以内	制限なし	原則:取締役2年・監査役4年、10年まで延長可(特例有限会社は制限なし)
雇用労働力		組合員(同一世帯の家族を含む)外の常時従事者が常時従事者総数の2/3以下	制限なし	
資本金		制限なし	制限なし	
決算公告義務		なし	なし	義務あり (特例有限会社はなし)
法人税	税率	①構成員に給与を支給しない法人(協同組合等に該当) 22% ②上記以外(普通法人に該当)→右と同じ	資本金1億円超の法人 30% 資本金1億円以下の法人 年所得800万円以下 22% 年所得800万円超 30%	
	その他	同族会社の留保金課税の適用なし(会社でないため)	同族会社の留保金課税の適用あり (平成19年度税制改正で中小企業を対象から除外)	
事業税		農業生産法人が行う農業(畜産業、原則として農作業受託(注)を除く)は非課税 上記以外は右記に同じ (注)一定の場合は非課税	資本金1億円超の法人 外形標準課税 資本金1億円以下の法人 年所得400万円以下 5% 年所得400万円超800万円以下 7.3% 年所得800万円超 9.6% +地方法人特別税 事業税×81%(外形標準課税所得割148%)	
設立時の登録免許税		非課税	資本金の7/1,000	
組織変更		株式会社に变更可 合同会社への直接変更は不可	株式会社に变更可 農事組合法人への変更は不可	合同会社に变更可 農事組合法人への変更は不可

※特例有限会社を含む。



森税理士の 「ちょっと気になる税務のはなし」

アグリビジネス・
ソリューションズ株式会社
代表取締役 森 剛一氏

税務相談窓口
事業推進課 経営指導相談係
■問い合わせ先
TEL : 0824-64-2072 Fax : 0824-64-2233

家族経営における農事組合法人のメリット!!

農事組合法人のメリットは、設立費用が安いことです。登録免許税がかからず、公証人の認証料もいりません。

このほか、農事組合法人には、事業税非課税などのさまざまな税務上のメリットがあります。右ページの表は農事組合法人と株式会社・合同会社の制度を比較したものです。

1. 農業に対する事業税の非課税

農業生産法人である農事組合法人が行う農業については事業税が非課税になっています。ただし、農産物の仕入販売や農産加工、畜産は、非課税となる農業の範囲から除かれます。

また、農作業受託は、原則として非課税の対象から除かれますが、その収入が農業収入の総額の二分の一を超えない程度のものであるときは、非課税の取扱いがなされています。

2. 留保金課税・特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の不適用

農事組合法人は、組合法人であり、会社法人ではないので、資本金が1億円を超える特定同族会社に対する留保金課税(特別税率)や特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度(平成22年度税制改正で廃止)は適用されません。

3. 従事分量配当等の損金算入

協同組合等に該当する農事組合法人が支出する従事分量配当の金額は、配当を支出した事業年度ではなく、配当の計算対象となった(事業に従事した)事業年度の損金に算入します。

また、従事分量配当は、事業に従事した(役務の提

供を受けた)課税期間において消費税の課税仕入れとなります。

法人税法上、農業経営の事業(2号事業)を行なう農事組合法人で事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与(いわゆる確定給与)を支給するものは普通法人となり、それ以外は協同組合等として取り扱われます。

なお、利用分量配当(事業分量配当)は共同利用施設の設置等の事業(1号事業)に対応するもの、従事分量配当は農業経営の事業(2号事業)に対応するものです。

協同組合等に該当する農事組合法人の場合、利用分量配当(事業分量配当)も損金に算入しますが、共同利用施設の設置などの事業を行わず、農業経営のみを行なう農事組合法人は、利用分量配当を行なうことはできません。

一方、従事分量配当は、組合員にとっては事業(農業)所得となります。また、従事分量配当は、組合員にとっては消費税の課税売上げとなりますが、組合員が免税事業者の場合には、実際の納税負担はありません。

4. その他

①新たに組合員になるものが支払った加入金の益金不算入、②法人の設立などにかかる登録免許税の免除、③不動産取得税の特例、④出資証券の印紙税の非課税があります。

また、協同組合等の場合、法人税の税率が、課税所得金額が800万円を超える部分について22%(普通法人は30%)となるほか、事業税の税率も400万円を超える部分について3.6%(普通法人は800万円以下4.0%、800万円超5.3%)と軽減されています。